

SDGsに貢献する 金融商品に関する ガイドブック

1

SDGsとは

エスティージーズ

- 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年までの国際目標です。
- 持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。
- SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が社会・経済・環境に統合的に取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本でも、政府や民間企業を含め、様々な団体・人々が積極的に取り組んでいます。
- SDGsの進捗を測定するための具体的な指標も定められ、進捗状況が報告されています。



SDGsの 17のゴール



あらゆる年齢のすべての人々の健
康的な生活を確保し、福祉を推進
する



すべての人々に水と衛生へのア
クセスと持続可能な管理を確保する



レジリエントなインフラを整備
し、包摂的で持続可能な産業化を
推進するとともに、イノベーショ
ンの拡大を図る



持続可能な消費と生産のパターン
を確保する



陸上生態系の保護、回復および持
続可能な利用の推進、森林の持続
可能な管理、砂漠化への対処、土
地劣化の阻止および逆転、ならび
に生物多様性損失の阻止を図る



あらゆる場所で、あらゆる形態の
貧困に終止符を打つ



すべての人々に包摂的かつ公平で
質の高い教育を提供し、生涯学習
の機会を促進する



すべての人々に手ごろで信頼で
き、持続可能かつ近代的なエネル
ギーへのアクセスを確保する



国内および国家間の不平等を是
正する



気候変動とその影響に立ち向かう
ため、緊急対策を取る



持続可能な開発に向けて平和で包
摂的な社会を推進し、すべての人々に
司法へのアクセスを提供するととも
に、あらゆるレベルにおいて効果的
で責任ある包摂的な制度を構築する



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確
保と栄養状態の改善を達成すると
ともに、持続可能な農業を推進する



ジェンダーの平等を達成し、すべ
ての女性と女兒のエンパワーメント
を図る



すべての人々のための持続的、包
摂的かつ持続可能な経済成長、生
産的な完全雇用およびディーセン
ト・ワークを推進する



都市と人間の居住地を包摂的、安
全、レジリエントかつ持続可能に
する



海洋と海洋資源を持続可能な開
発に向けて保全し、持続可能な形
で利用する



持続可能な開発に向けて実施手
段を強化し、グローバル・パート
ナーシップを活性化する

(出所:国連広報センター)

2

SDGsと証券業界： SDGsと「投資」の関係、 証券業界の機能



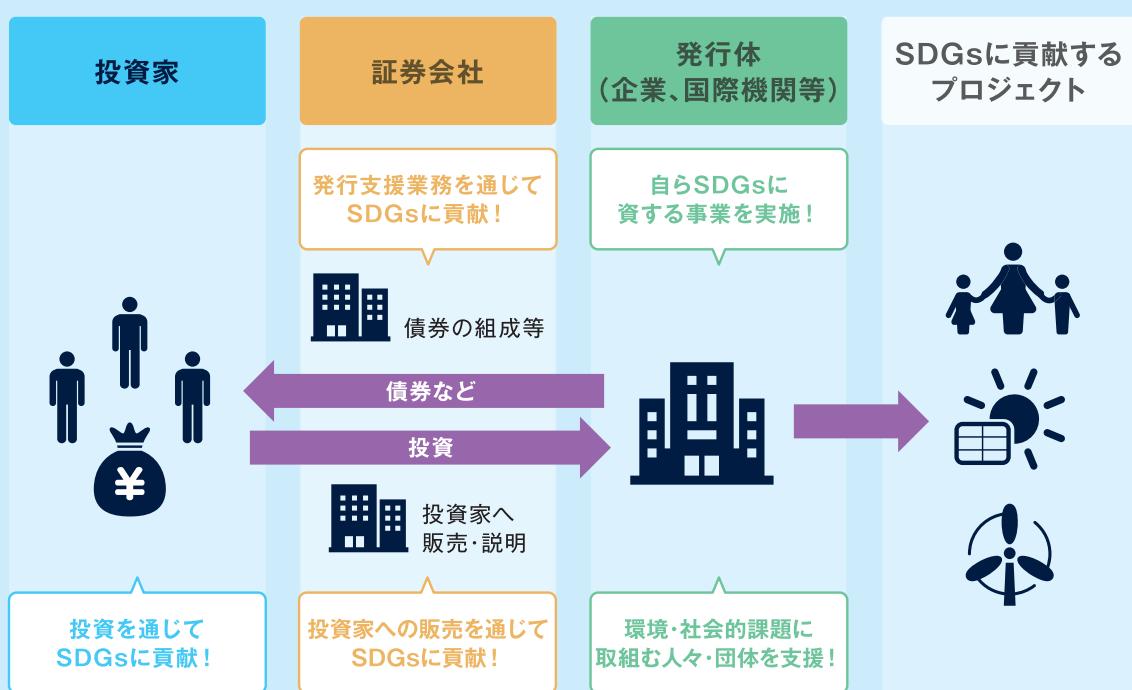
SDGsの目標は広範であり、国内外の様々な企業、非営利団体、行政機関、国際機関等がSDGsに資するプロジェクトに携わっています。その様々なプロジェクトを遂行し、SDGsを達成するためには、膨大な資金が必要とされており、各国・地域が拠出する公的資金だけでなく、一般の人々を含む民間からの資金の供給が求められています。

証券会社で取り扱っている債券、投資信託等の金融商品には、SDGsの達成に向けて取り組む団体等(企業、国・地域、行政機関、国際機関等)の債券等発行体に資金を供給し、その活動を後押しするものがあります。こうした金融商品へ投資された資金は、当該発行体を通じて、SDGsの達成に貢献するプロジェクトに用いられることになります。

つまり、投資家は、このような金融商品への投資を通じて、リスクに応じた経済的リターンが期待できるとともに、SDGsの達成に貢献することができると言えます。

また、証券会社は、本業である市場仲介機能を発揮し、SDGsに取り組む団体等(発行体)の資金ニーズと、投資を通じて環境・社会的課題を解決したいと考える投資家のニーズをつなげることでSDGsに貢献しています。

イメージ図



3-1

SDGsに貢献する金融商品の概要(歴史等)

環境・社会を考慮する投資の変遷

1920	宗教的・倫理的動機:SRIの始まり
1960	人権・労働・環境など社会運動
1990	CSRと企業戦略
2006	国連責任投資原則(PRI)策定:ESG投資の始まり IFFImによるワクチン債の発行がスタート
2007	欧州投資銀行によるClimate Awareness Bond発行
2008	世界銀行によるGreenBond発行 日本の個人投資家向けにIFFImによるワクチン債発行 日本国内で、個人投資家向けの社会・環境貢献型債券の発行・投資が増加

SDGsに貢献する金融商品の歴史を紐解くと、1920年代からSRI、ESG投資、インパクト投資等との変遷を辿りながら、長い年月をかけて発展し続けています。

特に近年、資源の枯渇や地球温暖化の影響による気候変動などの深刻化を背景として、規制が強化される一方、再生可能エネルギーをはじめとする新分野への投資機会が増加しています。こうした状況のなか、環境・社会的課題への対応が長期的には売上やコストへの影響といった形で投資リターンのみならず企業の持続可能性に影響し得るとの認識が高まってきた。このような認識の高まりに加え、国連責任投資原則(PRI)策定・SDGs採択といった社会的な注目を背景に、投資の意思決定の際に、気候変動リスクや社会的責任といった環境・社会・企業統治(ESG)を重視する投資家が増加し、これに呼応する形で、発行体(企業・国際機関等)や証券会社等の金融機関がESGやSDGsを意識した情報開示並びに金融商品の発行・提供を拡大させてきました。

2014	グリーンボンド原則(GBP)策定 本邦発行体によるグリーンボンド発行がスタート
2015	国連サミットでSDGs採択 GPIFがPRI署名 COP21でパリ協定採択
2017	環境省グリーンボンドガイドライン策定 ソーシャルボンド原則(SBP)策定 国内外において、グリーン、ソーシャル、サステナビリティボンドの発行が増加

SRI

Socially Responsible Investment の略で、「社会的責任投資」と訳される。投資をする際に、企業としての社会的・倫理的側面なども考慮して投資先を選ぶこと

ESG投資

投資判断にESG要素(環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance))を組み込むことで、適切にリスクを管理し、持続的・長期的なリターンの獲得を目指す手法

グリーンボンド

企業や国際機関等が、地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に資するグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券

ソーシャルボンド

企業や国際機関等が、衛生・福祉・教育などの社会課題の解決に資するソーシャルプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券

サステナビリティボンド

グリーン及びソーシャル双方のプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券

金融商品を通じて直接的または間接的にSDGsへの貢献を実現している事例は多岐にわたっています。株式市場においては、環境や社会・企業統治(ESG)の要素を投資判断に体系的に組み込み、総合的な評価が高い企業に資金供給を行い企業に改善を促すESGインテグレーションと呼ばれる投資手法があるほか、投資信託(ファンド)では、SDGsに貢献する事業を行っている企業に投資するファンドや、ESGやSDGsの観点から投資先を選定するファンドが数多く設定され、企業の環境・社会的な取組みやSDGsへの取組みを促している事例も存在します。

ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)とは? ソーシャルボンドとの違いは?

ソーシャル・インパクト・ボンドとは、2010年にイギリスで始まった民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の手段で、地方自治体などの行政機関が民間から調達した資金を使って、民間企業や法人に公的サービス事業を委託し、その成果に応じて資金提供者に報酬を支払う仕組みとなっています。ボンド(Bond)とありますのが、債券の一般的な特徴を有しておらず、ソーシャルボンド等の金融商品とは異なる投資手法です。



【SIBスキームの一般的なスキーム】(経済産業省ホームページより)



3-2 「SDGs債」について



SDGs債

グリーンボンド

ソーシャルボンド

サステナビリティボンド など

SDGsに貢献する金融商品の中でも、近年注目を集めているのはグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンドなどを含むいわゆる「SDGs債」です。

調達資金がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」には、SDGsの中でも環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（以下、「原則」といい、例えば、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドラインなどを指します。）^{*1}に沿った債券や、事業全体がSDGsに貢献すると考

えられる機関^{*2}が発行し、インパクト（改善効果）に関する情報開示が適切^{*3}になされている債券が含まれます^{*4}。

SDGs債は、環境・社会課題解決を目的とした資金調達として発行されますが、元利払いにおける一般的なSDGs債の信用力は、その発行体が発行する他の通常の債券と同様となります。SDGs債が通常の債券と異なる点は、環境・社会課題解決のための資金使途が特定されていることであり、複数の投資家から集められた投資資金は、直接金融市场を通じて、SDGs達成に資するプロジェクトに供給されます。

*1 ICMAによる原則のほか、国や地域、国際機関等において策定された原則もあります。日本においては、環境省により「環境省グリーンボンドガイドライン」が公表されました（2017年）。一般的に、これらの原則に従い発行された債券には、準拠する原則に応じグリーンボンド、ソーシャルボンド、又は、サステナビリティボンド等の呼称が付されています。

*2 事業自体がSDGsに貢献すると考えられる機関としては、主に国際機関が考えられ、例えば、アジア開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行などがあります。

*3 例えば、ICMA原則等で示されるインパクト・レポーティング（影響評価報告）に準じた内容が考えられます。但し、事業自体がSDGsに貢献すると考えられる機関が発行し、インパクトに関する情報開示が適切になされている債券であっても、原則に沿っていない場合もあることに注意が必要です。

*4 「SDGs債」という呼称は主に国内市場で用いられており、海外市場についてはその限りではありません。

SDGs債に投資した資金は どのような種類のプロジェクトに 使われるのか？

例えば、次のようなものがありますが、これに限らず、様々なプロジェクトが対象となっています。

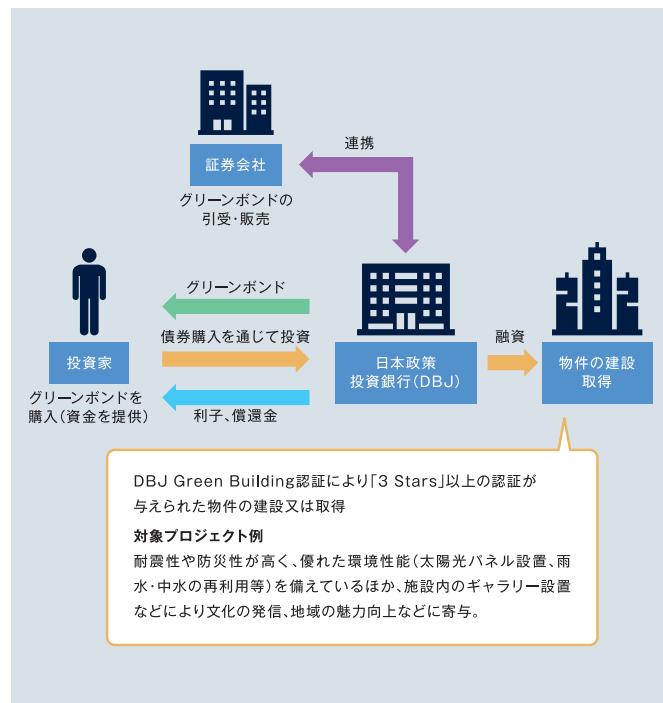
SDGs債のプロジェクト例

グリーンプロジェクト	再生可能エネルギー					
	エネルギー効率					
	汚染防止及び抑制					
	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理					
	陸上及び水生生物の多様性の保全					
	クリーン輸送、グリーンビルディング					
	持続可能な水資源および廃水管理					
	気候変動への適応					
	高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術やプロセス					
	手ごろな価格の基本的インフラ設備					
ソーシャルプロジェクト	必要不可欠なサービスへのアクセス					
	手ごろな価格の住宅					
	雇用創出					
	食糧の安全保障					
	社会経済的向上とエンパワーメント					

case. 1 DBJグリーンボンド

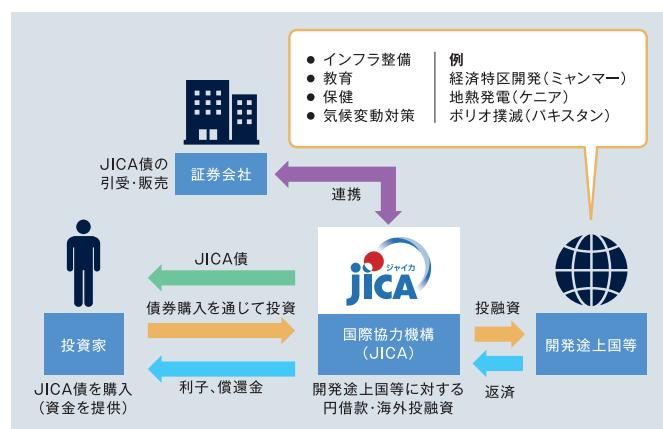
日本政策投資銀行(DBJ)は、1960年代からの公害対策を皮切りに、長期にわたって環境対策事業に対する投融資を実施しており、2014年には、環境・社会的意義の高いプロジェクトに対する投資機会の提供を企図して、日本の発行体として初めてグリーンボンドを発行しました。DBJグリーンボンドで調達された資金は、不動産を環境・快適性・防犯・防災・地域・景観、ステークホルダーとの連携等の観点から評価する「DBJ Green Building認証」制度において高く評価された物件(建設／取得)への融資資金に充当されます。

なお、2015年以降は、環境のみならず、環境・社会双方に資する使途が追加され、「DBJサステナビリティボンド」として発行されています。追加された使途にはDBJ環境格付融資を受けた企業向けのファイナンス(2015年に追加)、不動産セクターのESG配慮を測る年次のベンチマーク評価であるGRESB最高位のGreen Starを取得した不動産等向けのファイナンスや再生可能エネルギー分野またはクリーン交通関連分野でのファイナンス(いずれも2017年に追加)が含まれ、環境や社会に配慮した幅広い取り組みを積極的に支援しています。



case. 2 JICA債(ソーシャルボンド)

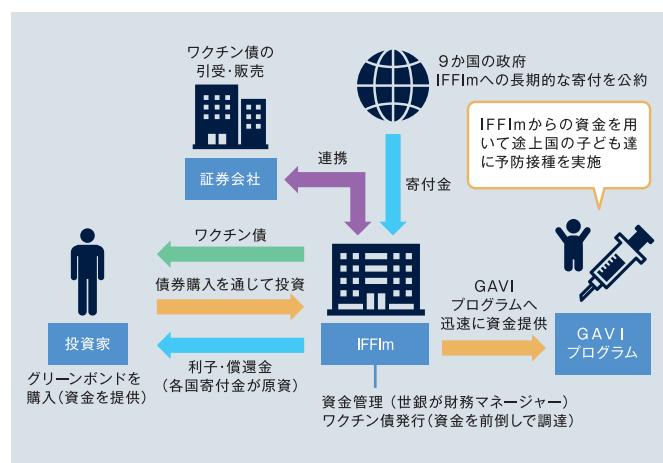
独立行政法人国際協力機構(JICA)は日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関であり、開発途上国等への国際協力を実施しています。日本政府は、2016年末に定めた「SDGs実施指針」の8つの優先課題の1つ「SDGs実施推進の体制と手段」において、具体的な施策として「JICA債の発行を通じて国内の民間資金を開発途上国のために動員する」としています。JICA債によって調達された資金は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく開発途上国において、持続可能な経済成長・貧困削減・気候変動対策等に資する事業に充当されます。



case. 3 ワクチン債

予防接種のための国際金融ファシリティ(IFFIIm)により発行される債券で、政府による公約に基づく長期間に渡る寄付金を元手に行う予防接種プログラムの資金調達を計画的に行うために発行され、調達された資金は全て途上国における子供たちの予防接種に充てられます。

ワクチンの普及が遅れている原因の一つに資金不足が挙げられており、その解決策として政府から将来長期に渡って提供される寄付金を担保に「今」使える大きな資金を調達するワクチン債が生まれました。



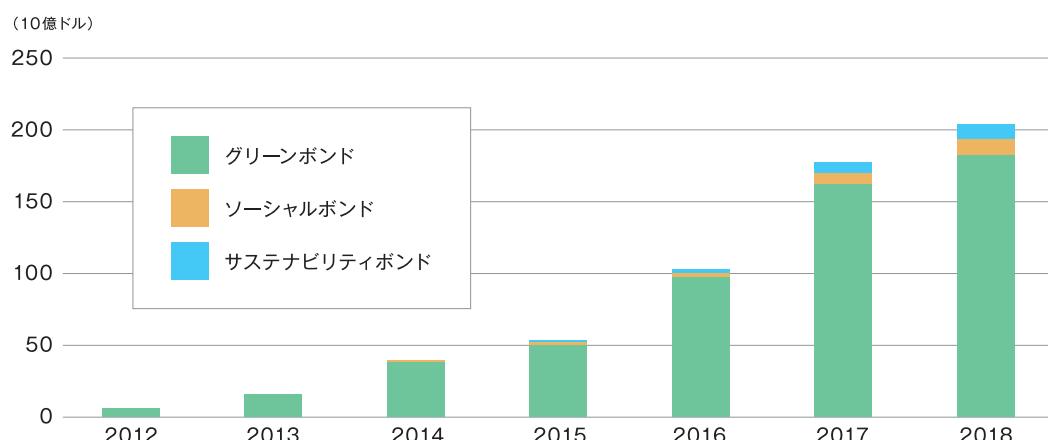
SDGs債はどの程度発行されているのか？

2015年のSDGs採択以前からSDGs債と同等の効果を持つと考えられる債券は発行されており、始まりは2006年に発行された「予防接種のための国際金融ファシリティ」(IFFIm)によるワクチン債まで遡ります。その後、黎明期を経て、2014年1月のグリーンボンド原則策定を契機にヨーロッパ等を中心に発行が急増し、2018

年には2,000億ドル(22兆円相当)を超える規模まで拡大しています。

日本では、2008年にワクチン債が個人投資家に販売されて以降、海外の発行体や個人投資家を中心に普及してきましたが、近年では認知度も高まり、国内の企業等による発行も増加傾向にあります。

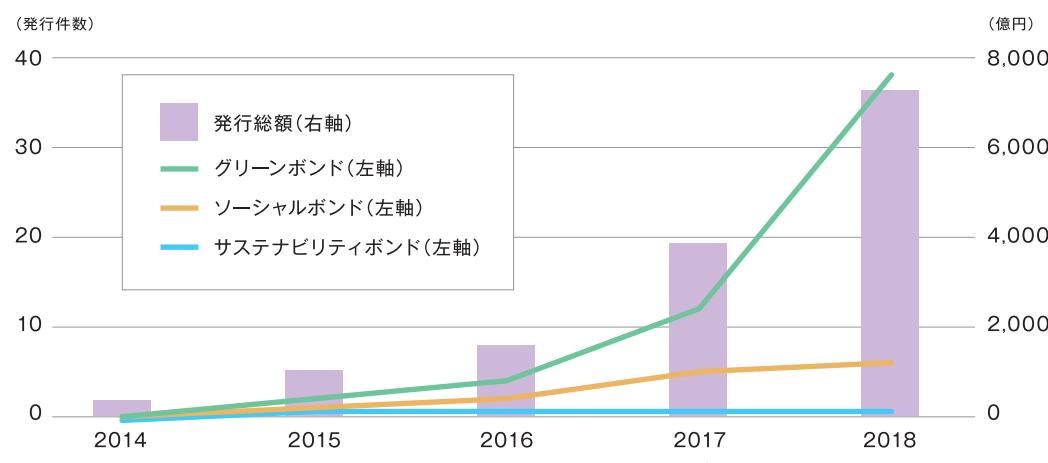
世界におけるグリーン、ソーシャル、サステナビリティボンド発行額の推移(暦年)



(出所:Bloombergより日証協作成)

*ブルームバーグの基準に基づき区分されたグリーン、ソーシャル、サステナビリティボンドの総額であり、いわゆる「SDGs債」の総額とは一致しない。

本邦発行体によるSDGs債発行推移(暦年)



その他の発行事例については、環境省がグリーンボンド発行促進プラットフォームを開設しており、当該ウェブページにおいて発行リストを確認することができます。

▶ <http://greenbondplatform.env.go.jp/greenbond/list/>

また、日本取引所グループにおいてもグリーンボンド・ソーシャルボンドのプラットフォームを開設しており、当該ウェブページにおいてTOKYO PRO-BOND Marketに上場している銘柄一覧が確認できます。

▶ <https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/green-and-social-bonds/01.html>

国際資本市場協会(ICMA)の原則

国際資本市場協会(ICMA)*が事務局となって策定された、定義や遵守すべき原則を明確にするための自主的なガイドライン。ICMAの原則として、グリーンボンド原則(2014年)、ソーシャルボンド原則(2017年)、サステナビリティボンド・ガイドライン(2017年)の3つが策定されており、いずれも以下の4つの核となる要素で構成されています。

1 調達資金の使途

調達資金が環境・社会的事業に用いられ、それを法定書類等に適切に記載されるべきと規定しています。

また、使途となる事業は明確な環境・社会的便益をもたらすべきであり、その効果を発行体が評価するべきであるとされています。

2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーン、ソーシャルプロジェクトの選定基準やプロセス等について、投資家に伝達すべき点(環境面での持続可能性に係る目標、グリーン、ソーシャルプロジェクトとして判断するプロセス、適格性の基準)を規定しています。

3 調達資金の管理

調達資金は別勘定で管理すること、および、管理の透明性確保について規定しています。

4 レポートィング

調達資金の使途に関するレポートィングの内容等について規定しています。

特に、調達資金全てがグリーン、ソーシャルプロジェクトに充当されるまで、また、その後も大きな状況の変化があった場合は、適時に調達資金の使途に係る最新情報を公開するべきと規定しています。

プロジェクトによる効果の測定にあたっては、定性的にまた可能な場合は定量的に行い、その定量的な測定の方法論および、または前提条件を開示することを推奨しています。

なお、発行体は、発行する債券が①～④の主要な要素に適合していることを確認するために、外部機関による評価(セカンド・パーティ・オピニオン、検証、認証、スコアリング／格付け)を活用することを推奨されています。

*ICMAウェブサイト

▶ <https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/>

環境省グリーンボンドガイドライン

2017年3月に、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、国内におけるグリーンボンドの普及を図ることを目的として、環境省と市場関係者や環境専門家を含む検討委員によって作成されたガイドライン。

国際的に広く認知されているグリーンボンド原則との整合性に配慮していると共に、グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法について、①調達資金の使途、②プロジェクトの評価及び選定のプロセス、③調達資金の管理、④レポートィング、⑤外部機関によるレビューの5項目それぞれの要素を3つの階層(「べきである」、「望ましい」、「考えられる」)で整理し、適格性の指標となるよう、実務担当者を意識した内容となっています。

環境省グリーンボンド発行促進プラットフォーム

▶ <http://greenbondplatform.env.go.jp/greenbond/guideline.html>

本ガイドブックの目的と使用方法

本ガイドブックは、SDGsの概要、SDGsと投資の関係やSDGsに関連する市場、金融商品についての知識を深めていただくきっかけになることを目的に作成しました。本ガイドブックでは、これらについての基本的な内容を簡潔にまとめ、SDGsの達成に向けて証券会社が果たしている役割についても触れております。

本ガイドブックは、主に、証券会社の役職員の方を対象としておりますが、SDGsに貢献したいと考えている一般の方々や、投資を通じて環境・社会的課題の解決に貢献したいと考えている投資家の皆様が、基礎的な知識を学ぶために役立てていただければ幸いです。

なお、本ガイドブックは、SDGs及びSDGsに貢献する金融商品についての説明及び情報提供のみを目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、本文中の各用語は、法令・規則等における定義を厳密に記載したものではありません。